武道館条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第22号

武道館条例の一部を改正する条例

武道館条例(昭和61年岩手県条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表第2中表の部分を次のように改める。

			施設の利用料金の上限額														
			貸切使用												区分	個人	
						使用	使用	附属の施									
					土曜日	及び休日			その他の日							1人	設又は設
区 分			入場料	等を徴収	しない	入場料等を徴収する場合			入場料等を徴収しない			入場料等を徴収する場合			1区	4 時	備の利用
		場合			八物付 守と 妖化 り る 物 日			場合			八勿付 守で 以収り 3 物口			分ご	間ま	料金の上	
		8 時か 1		12時か	17時か	8 時か 12 時か 17 時か 8 時か 12時か 17時か 8 時か 12	12時か	17 時か とに	in よ でご	限額							
				ら17時	ら21時	ら12時	ら17時	ら 21 時	ら12時	ら17時	ら21時	ら12時	ら17時	ら21時		とに	
		•	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで			
	アマチ	小学校	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	貸切	円	1 附属
	ュアス	児童、													使用		の施設
	ポーツ	生徒及	4, 370	6,860	9, 150	8,770	13, 740	18, 280	3,650	5, 720	7,610	7, 300	11, 440	15, 250	の場	140	又は設
大 j	に使用	び学生													合の		備の利
場	する場	一般	8. 770	13, 740	18. 280	17, 540	27, 450	36, 590	7, 300	11, 440	15, 250	14, 610	22, 890	30, 490	利用	360	用料金
100	合	, , , ,	0,	10, 110	10, 200	11,010	21, 100		.,	11, 110	10, 200	11, 010		33, 103	料金		附属
	その他	しの催し													の額		の施設
	に使用	する場	43, 810	68, 620	91, 540	65, 720	102, 950	137, 310	36, 520	57, 170	76, 290	54, 760	85, 780	114, 410	の 50		又は設
	合														パー		備を使
柔 j	重 アマチ	小学校	2, 180	3, 430	4, 570	4, 370	6, 860	9, 150	1,830	2,860	3, 800	3, 650	5, 720	7,610	セン	140	用する
場)	ュアス	児童、	2, 100	0, 100	1,0.0	1, 0.0	0,000	0,100	1,000	2,000	3,000	3, 550	٥, ١٥٥	,, 010	トに	110	場合に

び 道	剣	ポーツ に使用	生徒及び学生													相当する		おいては、1
	<i>:10</i> 77	する場合	一般	4, 370	6, 860	9, 150	8, 770	13, 740	18, 280	3, 650	5, 720	7, 610	7, 300	11, 440	15, 250	額	360	件 件 スは 1 式 1
			の催しする場	21, 910	34, 300	45, 760	32, 860	51, 470	68, 650	18, 240	28, 590	38, 150	27, 380	42, 900	57, 200			時間ま でごと に1,580
	近	アマチ ュアス ポーツ に使用	小学校 児童、 生徒及 び学生	2, 370	2, 950	4, 720	4, 720	5, 930	9, 460	1, 950	2, 460	3, 950	3, 950	4, 920	7, 880		140	円の範囲かがってがる
	的場	する場 合	一般	4, 720	5, 930	9, 460	9, 460	11, 820	18, 930	3, 950	4, 920	7, 880	7, 880	9, 870	15, 760		360	額
弓			の催しする場	11, 800	14, 800	23, 680	23, 640	29, 580	47, 340	9, 840	12, 330	19, 730	19, 680	24, 630	39, 460			料 及 び 暖房料 電 気
道場		アマチ ュアス ポーツ に使用	児童、 生徒及	1, 180	1, 480	2, 370	2, 370	2, 950	4, 720	990	1, 230	1, 950	1, 950	2, 460	3, 950		140	をする又房の場がある。
	的場	する場 合	一般	2, 370	2, 950	4, 720	4, 720	5, 930	9, 460	1, 950	2, 460	3, 950	3, 950	4, 920	7, 880	-	360	使用する期間
			の催しする場	5, 910	7, 400	11, 820	11, 800	14, 800	23, 680	4, 910	6, 160	9, 870	9, 840	12, 330	19, 730			に お い て は 、 実 費 を
相場	撲	アマチュアス	小学校 児童、	980	1, 180	1,950	1, 940	2, 380	3, 950	800	990	1,630	1, 620	1, 960	3, 270		140	基準として知

	ーツ生徒及使用び学生														事 が 定 める額
する合	る場一般	1, 940	2, 380	3, 950	3, 910	4, 760	7, 860	1,620	1, 960	3, 270	3, 250	3, 970	6, 550	360	
	の他の催し使用する場	4, 900	5, 930	9, 860	9, 830	11, 820	19, 720	4, 090	4, 920	8, 200	8, 170	9, 870	16, 430		

第3条第1項の規定に

よる許可を受けた場合 1人1時間までごとに970円

の利用料金の上限額

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。